令和6年度 水産加工業連携新活動促進事業費補助金 【公募要領】

1 目的

この要領は、水産加工業連携新活動促進事業費補助金交付要綱(令和6年4月18日施行。以下「要綱」といいます。)による補助金の公募を行うにあたって、必要な事項を定めることを目的とします。

2 補助対象者(要綱第2・3)

次の各号のすべてに該当するグループとします。

- (1) 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、 釜石市、大船渡市、陸前高田市(以下「沿岸 12 市町村」といいます。)のいずれかに 本社、支社、営業所、加工場又はこれらに類する事業拠点があり、東日本大震災で被 災した水産加工業者等(以下「被災水産加工業者」といいます。)を1者以上含んで いる、2者以上のグループとします。
 - ※ 「水産加工業者等」の定義は、次のとおりです。
 - ① 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者で、かつ、日本標準産業分類に掲げる「水産食料品製造業」に属する事業者
 - ② 前号に掲げる者のほか、県の水産加工業の振興を図る事業者として知事が適当と認めた者
- (2) グループ中から、代表申請者(1者)を決めてください。

点 注意 点

- ・ 補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払です。
- ・ <u>代表申請者にのみ補助金を支払う</u>こととなりますので適正な1者を選んでください。グループ内での取り決めは慎重に行ってください。
- ・ 全申請者が(別紙1)「誓約書」の誓約を行ってください。
- ・ 被災水産加工業者は、同時に複数のグループに参加することはできません。参加した事業の完了確認後に、別のグループや別の事業に参加することはできます。

3 補助対象事業・補助対象期間・実績報告書提出期限(要綱第4)

点 注意 点

・ 同一の内容で、<u>県が助成する他の制度(補助金や委託費等)と重複する事業は補</u> 助対象となりません。

(1) 補助対象事業

水産加工事業者等が他の企業等との連携による新たな事業展開を促進する事業とします。

- ① 複数の水産加工事業者等が連携して取り組む新たな事業 例/得意分野の異なる水産加工事業者同士がグループとなって、専門家等のアド バイスをもとに、シリーズ商品を開発するなど。
- ② 水産加工業者等が、県内陸部の企業等と連携して取り組む新たな事業 例/水産加工業者が保有している冷蔵庫や冷凍庫、加工設備等で、農林産物など を保管・加工するために必要な手続きの調査や研究、実験を行うなど。
- ③ 水産加工業者等が、県外の企業等と連携して取り組む新たな事業 例/スーパーやコンビニ、飲食チェーンやレストランなど、特定の売り先と組ん で行う商品開発など。

(2) 補助事業実施期間

令和6年5月20日(月)~令和7年1月31日(金)の間で任意で設定してください。

(3) 実績報告書提出期限

事業終了後30日以内又は令和7年2月28日(金)のいずれか早い日まで

4 補助対象経費と補助率、補助金の上限額等(要綱第4・10・11)

(1) 補助対象経費

会 注意 会

- ・ <u>消費税及び地方消費税は補助対象外です。すべて税抜価格</u>としてください。消費 税額が明らかでない場合には申請時に消費税額を含めて申請できますが、実績の報 告においては必ず税抜価格としてください。
- 設備購入費、振込手数料、人件費は、補助対象外となります。
- ・ 補助対象経費の<u>支払方法は原則として銀行振込</u>で行ってください。
- ・ 現金決済が指定される取引(代金引換限定のサービス等)を除き、1取引あたり 税抜10万円を超える現金払いは原則として認めません。
- ・ 経費として認められるのは、様式第2号「事業計画書」の「1」「2」「9」に 記載されている申請者が支払ったことが、提出書類で確認できる経費のみとなりま

す。グループの構成員以外が支払った経費は認めません。

- ・ 相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済は認めません。
- ・ 仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)特典・ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)等を利用した場合は、それらの額を差し引いた額のみ認めます。
- ・ 小切手・手形(裏書譲渡を除く。)により支払う場合は、県に事前協議をしてく ださい。
- ・ クレジットカード (リボルビング払い含む) による支払は補助対象期間中の引き 落とし、支払の完了が確認できる場合のみ認めます。購入品の引き取りが補助対象 期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費と なります。
- ・ 必要があると認める場合に限り、補助金の9割以内を限度に前金払を行います。 必要な手続きについては問合せしてください。

経費区分	説明		
① 旅費	事業の遂行にあたり必要な旅費		
	ed 注意 ed		
	グループ内の社員等の移動にかかる実費分とします。		
	・ 打合せや商談等を想定しています。		
② 専門家謝金・	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門		
旅費	家等に謝礼として支払われる経費と移動に係る旅費		
③ 消耗品費	事業の遂行に必要不可欠な物品の購入に係る経費		
	ed 注意 ed		
	・ 商品開発に必要な食材や消耗品(国税庁の定める「消耗		
	品費」に準じる) 等を想定しています。		
④ 印刷製本費	事業の遂行にあたり必要なパンフレット・チラシ等の印刷や		
	製本に係る経費		
	ed 注意 ed		
	・ 印刷製本費に広告掲載料は含めないでください。		
	関係するデザイン費は含めて構いません。		
⑤ 通信運搬費	事業の遂行に必要な電子機器の通信に関する経費、機材・機		
	械等の運搬のために支払われる発送費又は運搬費、印刷・製		
	本した冊子の郵送費等		
⑥ 広告宣伝費	事業の遂行に係る広告の作成及び媒体掲載等に係る経費		
	ed 注意 ed		
	・ 広告宣伝費に印刷代は含めないでください。		

	関係するデザイン費は含めて構いません。
⑦ 雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間
	中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派
	遣料、交通費として支払われる経費
	<mark>刨 注意 刨</mark>
	グループ構成員の社員等の人件費は認めません。
⑧ 会場借料	事業の遂行に係る説明会等での一時的な会場借料費
9 借料	補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料(所有権
	移転を伴わないもの)・レンタル料として支払う経費

(2) 補助率

2分の1以内(千円単位(千円未満切捨て))

(3) 補助金の上限額

100 万円

(4) 事業予算(補助金)の総額

800 万円

5 補助事業の変更(要綱第5・6・7・8・9)

| 注意 | ●

補助事業を変更するときには、<u>必ず事前に相談</u>してください。<u>原則的には変更申請が必要</u>です。

(1) 変更申請が不要となる変更 (軽微な変更)

・ 補助対象経費の費目ごとの合計額の増減が、総事業費の20%以内で、補助金額の変 更を伴わない変更。

例/	申請時	\rightarrow	変更	差額	
旅費	10 万円	\rightarrow	15 万円	(+5万円)←総事業費の20%以内の増	
消耗品費	15 万円	\rightarrow	10 万円	(-5万円) ←総事業費の 20%以内の減	
• • •	95 万円	\rightarrow	95 万円	(±0万円)	
総事業費	120 万円	\rightarrow	120 万円	(±0万円)	
補助金額	60 万円	\rightarrow	60 万円	(±0万円) ←補助金額の変更なし	
総事業費の 20%(120×0. 2=24 万円)					

・ 総事業費の増減が20%以内で、補助金額の変更を伴わない変更。

例/ 申請時 → 変更 差額

総事業費 200 万円 → 215 万円 (+15 万円)

補助金額 100 万円 → 100 万円 (±00 万円)

総事業費の 20% (200×0.2=40 万円)

(2) 申請の取り下げ・中止・廃止

- ・ 交付決定後に申請を取り下げる場合は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内に連絡してください。
- ・ その後、途中で事業を中止する場合や事業を行わず廃止する場合には、事前に承認 申請書(様式第7号)を提出してください。

(3) (事業途中の) 状況報告

・ 事業途中に状況報告を求める場合があります。その際には、遂行状況報告書(様式 第10号)を期日までに提出してください。

(4) 立入検査・書類の整備

- ・ 立入検査を行う場合があります。
- 書類は令和12年3月31日まで必ず保管してください。

6 流れ・書類の提出期日・添付書類・部数

| 注意 | |

- 郵送(期間内必着)又は持参により提出してください。
- ・ <u>事業開始の概ね3週間前までに申請書類が提出できるようにしてください。</u>3週間前を過ぎても申請は可能ですが、交付決定が希望する事業開始日より遅れる可能性があります。書類の不備等により3週間で交付決定ができない場合もあります。
- ・ 交付申請書受付順に「7 審査項目」に基づいて審査を行い、適当と認められた ものから順に交付決定を行います。(申請の内容が適当であると認められるとき に、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものです。)決定の可否を判断するた め、事業計画に関する照会等を行う場合があります。
- ・ 受付期間中でも、<u>補助申請額が事業予算額に達することとなった場合は、受付を</u> 終了することがあります。
- 提出された申請書類等は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- ・ 申請書類等に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使 用しません。

- ・ 交付決定を受けた事業は、代表申請者名、事業計画名等を県公式ホームページ上で公表します。また、成果発表や県公式ホームページ上での公表を依頼する場合があります。
- ・ 申請に要する費用は、申請者の負担となります。
- ・ 領収書に、<u>必要な収入印紙が貼付漏れしていることがあります</u>ので、領収書を受 領の際は十分ご注意ください。

(1) 主な流れ

項目	時期・期限	書類・様式・部数	備考
①事前確認	_	_	補助申請額が事業
			予算の総額に達し
			受付を終了する場
			合がありますので
			事前にお問い合わ
			せください。
①申請	令和6年5	□様式1:交付申請書…1部	
	月20日(月)	□様式2:事業計画書…1部	
	~12月25日	□様式4:収支予算書…1部	
	(水)の随時	□グループ中の1者が、沿岸12市	例/罹災証明書
		町村に本社、支社、営業所、加	
		工場又はこれらに類する事業拠	
		点を有し、かつ東日本大震災で	
		被災した水産加工業者であるこ	
		とを確認できる書類…1部	┫ 注意 ┫
		□代表申請者の直近の決算書の写	・ 誓約書は、様
		し…1部	式第2号「事業計
		□代表申請者の振込口座の銀行	画書」の「1」
		名、店名、普通・当座の別、口	「2」「9」に記
		座番号、名義人(フリガナ)が	載されている申請
		分かる部分の通帳の写し…1部	者全者分を提出し
		□誓約書(別紙1)…1部	<u>てください。</u>
②交付決定	_	_	
③変更の事	_	_	事業内容や事業費
前確認			に変更がある場合
			には事前にお問い
			合わせください。

④変更申請	〔補助金額	□様式6:変更申請書…1部	変更箇所がわかる
	が増額とな	□様式2:事業計画書…1部	ように記載してく
	~ <u>写版こ </u>	□様式4:収支予算書···1部	ださい。(赤字に
	<u> </u>		する、下線を引く
	まで		など。)
	〔補助金額		, 4 C °)
	が増額とな		
	<u>らない変</u> (
	更〕変更確		
	定後、速や		
	かに		
⑤変更承認	_	_	_
⑥完了	補助事業を	□様式8:実績報告書…1部	
	完了した日	□様式3:事業実績書…1部	
	から起算し	□様式5:収支決算書…1部	
	て30日を経	□収支決算書に記載のすべての支	請求書、口座振替
	過した日又	払いが確認できる書類の写し…	依頼書の写し、領
	は補助金の	1 部	収書等(立替払の
	交付の決定	□事業を実施した様子や成果がわ	精算分を含む)
	を受けた年	かる書類…1部	事業の成果品や写
	度の2月28	□様式9:請求書…1部	真、レポート等を
	日のいずれ	□その他知事が必要と認める書類	提出することが望
	か早い日ま		ましい。
	で		
⑦確定通知	_	_	_
⑧支払	_	_	_

(2) その他

項目	時期・期限	書類・様式・部数	備考
○中止(廃	中止・廃止	□様式7:中止(廃止)申請書	中止(廃止)箇所
止)	から15日以	… 1 部	がわかるように記
	内	□様式2:事業計画書…1部	載してください。
		□様式4:収支予算書…1部	(赤字にする、下
			線を引くなど。)
○中止(廃	中止・廃止	□様式8:実績報告書…1部	
止)を伴う	の承認の通	□様式3:事業実績書…1部	

請求	知を受理し	□様式5:収支決算書…1部	
	た日から30	□収支決算書に記載のすべての支	請求書、口座振替
	日を経過し	払いが確認できる書類の写し…	依頼書の写し、領
	た日又は補	1 部	収書等 (立替払の
	助金の交付	□中止(廃止)までの間、事業を	精算分を含む)
	の決定を受	実施した様子や成果がわかる書	事業の成果品や写
	けた年度の	類…1部	真、レポート等を
	2月28日の	□様式9:請求書…1部	提出することが望
	いずれか早	□その他知事が必要と認める書類	ましい。
	い日まで		
○前金払	_	□様式11:前金払請求書…1部	事前にお問い合わ
		□収支計画書…1部	せのうえ、前金払
			が必要となること
			がわかるよう記載
			してください。

7 審査項目

(1) 基礎審査

以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 必要な提出資料が不備・記載漏れがなく、すべて提出されていること
- ② 「1 目的・定義」に合致する取組であること
- ③ 「2 補助対象者」及び「3 補助対象事業」の要件に合致すること
- ④ 補助事業を遂行するために必要な能力を有すること

(2) 内容審査

補助事業計画書等について、以下の項目に基づき審査を行い、予算の範囲内で交付決定を行います。

- ① 申請者の経営状況の妥当性 事業実施にあたり、財務状況に問題はないか。
- ② 補助事業計画の有効性 補助事業計画は、有効性が認められるものになっているか。 補助事業計画は具体的で、実現に無理がないものと認められるか。
- ③ 積算の透明性・適切性 事業費の計上・積算が正確・明確で、事業実施に必要なものとなっているか。

8 その他

・ 補助事業の実施にあたっては、可能な範囲で下記例による表示をお願いします。 例/令和6年度岩手県「水産加工業連携新活動促進事業費補助」事業

9 問い合わせ・書類送付/届先

₹020-8570

岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県商工労働観光部産業経済交流課

食産業担当(担当:郡司、佐藤(絢)、清水)

TEL : 019-629-5531 (平日8:30~17:15)

FAX : 019-623-2510

Email : AE0003@pref.iwate.jp